

進級・卒業判定基準

学則の他、卒業認定方針について定めた「学則施行細則（教務内規）」を学内全職員が参加する職員会議にて作成・承認される。学則と共に学生便覧へ明記し入学時に学生へ配布、提示している。

卒業の認定については、3月上旬に実施される卒業判定会議において、学修成果を厳格かつ適正に評価し履修を認定したうえで、以下を満たした場合に校長が卒業の認定または課程の修了の決裁をしている。

- 授業料等の納入金が全納入されること
- 各学科における所定の授業時間数を履修し、当該課程を修了したとき

「卒業の認定、課程の修了」の公表は、担任等から当該学生に通達される。